

提案事業の審査方法等について（案）

1 一次審査（書類審査）

（1）各委員の審査

提案団体から提出された企画書をもとに、各委員が別紙の審査基準に基づき審査を行う。各項目5段階で審査を行う。

| 評 価 | 点数 |
|--------------------|----|
| 特に優れている（特に期待できる） | 5 |
| 優れている（期待できる） | 4 |
| どちらとも言えない | 3 |
| あまり良くない（あまり期待できない） | 2 |
| 良くない（期待できない） | 1 |

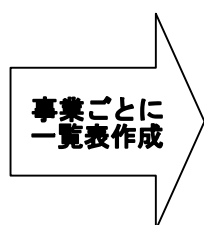
（2）審査委員会による審査

ア 事業ごとにすべての委員の審査結果がわかるように一覧表を作成する。

イ 審査項目ごとに平均点を求める。（少数第3位を四捨五入する。）

ウ 平均点を集計したものを当該事業が獲得した合計得点とする。

支援事業



| | A 委 員 | B 委 員 | C 委 員 | D 委 員 | … | H 委 員 | 平 均 点 |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|---|-------------|-------------|
| 審査項目 1 | 5 | 5 | 3 | 4 | … | 3 | 4.25 |
| 審査項目 2 | 5 | 3 | 3 | 3 | … | 2 | 3.25 |
| 審査項目 3 | 3 | 3 | 3 | 4 | … | 2 | 3.00 |
| ・ | 3 | 4 | 3 | 3 | … | 2 | 3.00 |
| ・ | 3 | 4 | 3 | 3 | … | 3 | 3.25 |
| ・ | 4 | 4 | 4 | 5 | … | 3 | 4.50 |
| 合計 | | | | | | | 30.25 |

(3) 二次審査対象事業の選定

事業の合計点数が原則満点の 60%以上の事業を基本に、合議により二次審査に進む事業を選定する。

満点 50 点 (60% 30 点)

合議により選定を行う場合の例

| | |
|-----------------------|---|
| 合計点数 30 点以上 の場合 | 審査項目の「協働の必要性」 < 3 点 審査項目の「事業の発展性」 < 3 点 30 点未満の点数を付けた委員の数 > 採点した委員の半数 |
| 合計点数 30 点未満 の場合 | 30 点以上の点数を付けた委員の数 > 採点した委員の半数 |

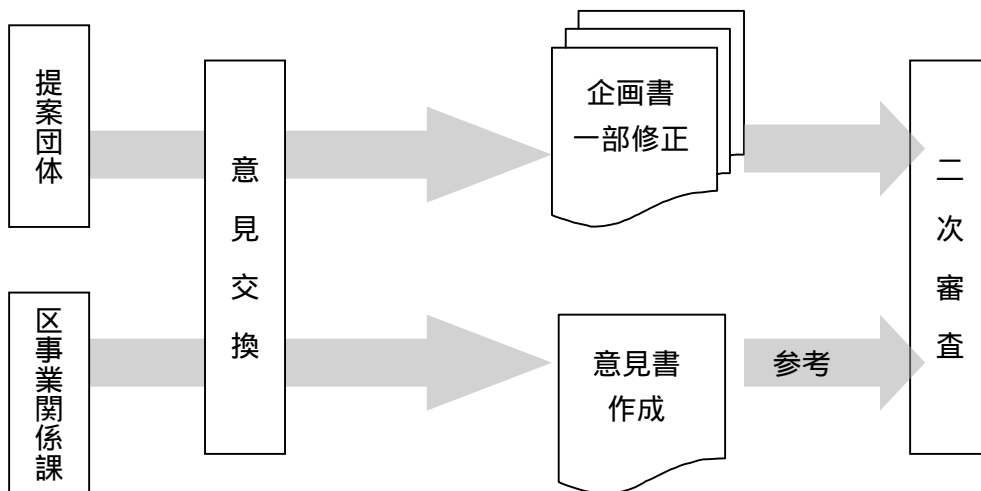
(4) 二次審査に向けての助言

審査委員会は二次審査に進む事業に対して、助言をすることができる。

(5) 一次審査の結果の通知

一次審査の結果を提案団体および区事業関係課へ通知する。(通過しなかった事業は、その理由を付して通知する。)

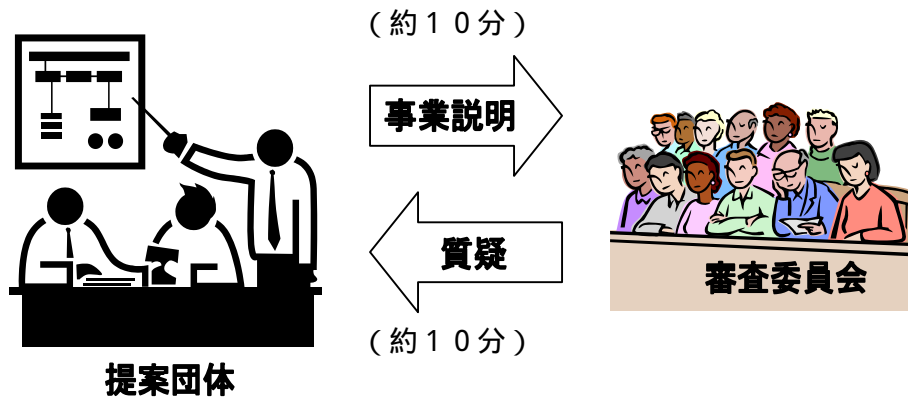
二次審査の対象事業となった団体と区事業関係課は、必要に応じて意見交換を行い、一次審査の結果を損なわない範囲で、企画書の一部を修正する場合がある。
区事業関係課は、推進会議に対して、二次審査の参考資料として意見書を提出する。



2 二次審査（公開プレゼンテーション）

（1）各委員の審査

公開の場で、提案団体から事業の説明を受けたのち、提案団体への質疑を行い、各委員は必要に応じて、一次審査の審査結果（採点）を修正する。



（2）審査委員会による審査

公開プレゼンテーション終了後、非公開で一次審査と同様に各委員からの審査結果を基に、審査項目ごとに平均点を出し、平均点を集計し、合計得点を求める。

（3）候補事業の選定

合計点数が原則満点の70%以上の事業を基本に、予算の範囲内で、合議により区との協働事業に適した候補事業を選定する。

満点50点（70% 35点）

35点以上を獲得している事業でも、疑義がある事業については、合議により候補事業としない、あるいは、付帯条件付で候補事業とする場合もある。

（4）候補事業の決定

候補事業の決定については、審査委員会の審査結果を踏まえ、区内部での意思決定を行う。その後、提案団体および区事業関係課へ通知する。（選定されなかった事業は、その理由を付して通知する。）

平成 25 年度練馬区協働事業提案制度（平成 26 年度実施事業分）審査基準

| 審査基準 | 協働事業 企画書上の 判断箇所 | 審査の視点 | 配点 |
|-----------------|------------------------------------|---|-----|
| 事業の目的・ 公共性 | 3 事業の目的 | ・ 解決する課題、ニーズが明確であること ・ 公共性が高い事業であること | 5 点 |
| | | ・ 重要度、優先度が高い課題に対する事業であること | 5 点 |
| 取組手段の 特性・妥当性 | 4 事業内容 実施体制 | ・ 課題を解決する手段に特色・特徴があること ・ 団体の特性や過去の実績が活かされ、課題を解決するための手段として適切であること | 5 点 |
| 事業の 実現性 | 4 事業内容 実施体制 | ・ 事業計画が適切であり、事業内容が明確であること（実施工程、実施規模、対象人数、実施場所など） | 5 点 |
| | | ・ 事業実施に伴う人員体制が適切であること ・ 事業に必要な人材（専門性を有する者、経験者など）や機材が確保できること | 5 点 |
| 成果の妥当性 | 5 事業の 効果・成果 | ・ 事業の成果が明確かつ適切であること | 5 点 |
| 協働の必要性 | 6 協働の必要性 役割分担 | ・ 提案団体が単独で取り組むより、効果的に事業の実施が期待できること | 5 点 |
| | | ・ 役割分担が明確かつ適切であること（区に依存するような内容になっていないこと。区側の資源を有効に活用できる内容になっていること） | 5 点 |
| 事業の発展性 | 7 協働事業実施年 度を含めた将来 的な事業の展望 | ・ 事業の発展、広がり、波及効果などが期待できること | 5 点 |
| 事業経費の 妥当性 | 収支予算書 | ・ 収支予算書の記載内容や積算根拠が明確かつ妥当であること | 5 点 |

合計 50 点

継続提案の場合は、今年度の中間評価（確認）の結果を踏まえ、次年度も協働で取り組む必要性や継続による高い効果が期待できるかなども含め、総合的に審査を行う。